

企 画 総 務 委 員 会 記 録

1 日 時 平成31年3月1日(金)
午前10時00分 開会
午前10時52分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出 席 委 員 委員長 田 窪 秀 道 副委員長 三 浦 康 司
委員 神 野 恭 多 委員 太 田 嘉 一
委員 高 塚 広 義 委員 藤 田 豊 治
委員 加 藤 喜三男

4 欠 席 委 員 な し

5 説明のため出席した者

・副市長 寺 田 政 則

・企画部

部長	原 一 之	総括次長(地方創生推進監)	佐 薙 博 幸
次長(総合政策課長)	亀 井 利 行	次長(財政課長)	河 端 晋 治
次長(別子銅山文化遺産課)	秦 野 親 史	財政課主幹	久 枝 庄 三
別子銅山文化遺産課主幹	藤 田 和 久		

・総務部

部長	多 田 羅 弘	総括次長(総務課長)	眞 鍋 育 朗
次長(人事課長)	神 野 賢 二	契約課長	堀 尚 子
収税課長	白 石 勝 彦	市史編さん室長	高 橋 聡
人事課主幹	竹 林 栄 一	収税課主幹	伊 藤 博

・環境部

環境施設課長	神 野 宏	環境施設課参事(衛生センター所長)	藤 原 匡 人
下水道管理課参事(下水処理場長)	久 門 信 一		

・消防本部

消防長	毛 利 弘	総括次長(予防課長)	藤 田 佳 夫
総務警防課長	中 川 雅 彦	総務警防課主幹	伊 藤 英 知
予防課主幹	高 橋 茂 雅		

・選挙管理委員会事務局

事務局長	山 内 嘉 樹		
------	---------	--	--

6 委員外議員 井 谷 幸 恵

7 議会事務局職員出席者

議事課長 飯 尾 誠 二 係長 美 濃 有 紀

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

◎総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第4号 工事委託協定について

○堀契約課長：説明

○久門下水道建設課参事（下水処理場長）：工事概要説明

< 質 疑 >

●神野委員：日本下水道事業団に委託した工事で、市内の企業が3次、4次、5次くらいの下請けでその上で請けているのが香川県の業者だったりするという話があるが、下請けの流れはある程度把握しているのか。

○久門下水道建設課参事（下水処理場長）：日本下水道事業団に一般競争の資格を申請している業者が今回の応札業者になる。工事の規模により、A等級やB等級などのグレードがあり、今回はおそらくA等級の事業者になると思うが、市から事業団には工事の下請け及び資材調達の市内優先使用についてという依頼文書をいつも出している。事業団の発注設計書には、特記仕様書に、市内に本店を置く業者を優先的に下請けとして使用するということが書かれている。

●高塚委員：工事に関するノウハウ、技術的な継承、今後のメンテナンスなど市の職員の教育面でのケアは入っているのか。

○久門下水道建設課参事（下水処理場長）：設計段階から市の職員も協議に入っている。工事の施工管理は事業団が行うが、その中には市の職員も入っている。事業団の施工管理のやり方や技術、ノウハウを近くで見ながら学んでいく形になる。

●高塚委員：今後のメンテナンスはどうするのか。市内の業者を一緒に教育というのは難しいのか。

○久門下水道建設課参事（下水処理場長）：現在、下水処理場の運転管理はウォーターエージェンシーという会社が行っている。今回のし尿等受け入れ施設という新たな施設の運転管理の委託については、指名競争入札で行おうと考えている。

●加藤委員：委託協定についてはではないが、下水処理場の海岸沿いを通るといつも釣りの脚立が

立っている。工事が始まって事故が起きたら困るので、安全に釣りができるようにしてあげるのか、従来と同じように止めるのか、どうするか考えているのか。

○久門下水道建設課参事（下水処理場長）：し尿の受け入れのバキュームカーの搬入経路については、下水処理場内の道路ではあるが、兼用工作物として市道認定している。そのため、今停めている車については、通行の支障になる場合は取り締まりの対象になるのではと考えている。し尿を受け入れすることになると、バキュームカーが1日最大60台くらい通るようになるので、事前に駐車についての周知等を行っていかねばならないと考えている。

●加藤委員：最終処分場も今度手を入れるが、そうすると両方の車で結構ふえる。その車と釣りにくる人の車をどうやって分けるのかというのもあるし、あれだけ多くの方が釣りに来られるのであれば、何か考えてあげないと今のままだめだと言うだけではどうにもならないと思う。すぐにはできないと思うが、事故が起きてからでは遅いので、部内だけでなく、建設部、港務局などを入れて、今後どのように岸壁を使ってもらおうか考えを統一しないといけないと思うが、どう思うか。

○久門下水道建設課参事（下水処理場長）：貴重なご意見をいただいたので、今後実際に供用するまでに、釣りの問題について港務局や環境施設課と協議を重ねていきたいと思う。

●藤田委員：委託協定とは違うが、し尿の受け入れがスムーズにできるように、衛生センターでの受け入れ廃止時期と新施設での受け入れ時期を今から考えていただきたい。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時14分／再開 午前10時16分

◇議案第5号 新居浜市史編さん審議会条例の制定について

○高橋市史編さん室長：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第6号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

○神野総務部次長（人事課長）：説明

< 質 疑 >

●高塚委員：規則で定めようとしている上限を超えている人は何人くらいいるのか。

○神野総務部次長（人事課長）：他律的業務以外の一般業務では、年間360時間以内ということになるが、平成29年度で言うと、約9割の職員は360時間以内であり、全職員の平均は150時間程度であった。720時間を超えた職員は6名であったが、平成29年度は国体があったため、国体に従事した職員は時期的に休日もない状態で働いた。また、大雨による浸水の補償問題があったため、それに関係した職員もいた。そういう職員を除くとほぼ720時間以内、約9割の職員は360時間以内であるため、来年度以降は命令する課所長が事前や事後の確認をすることにより、規則で定めようとしている範囲内でおさめることができるようになるのではないかと考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第7号 新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○神野総務部次長（人事課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時25分／再開 午前10時27分

◎消防関係（消防その他関係者）

◇議案第13号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○藤田消防本部務部次長（予防課長）：説明

< 質 疑 >

●神野委員：施行まで1年あるが、その間に立ち入り検査などで市内の状況を把握していくということか。

○藤田消防本部務部次長（予防課長）：平成32年4月1日から施行する理由としては、消防庁からの違反對象物に係る公表制度の実施の推進についての通知により、愛媛県は管内消防本部の公表制度の実施目標時期を平成32年4月1日としたことから、それに合わせた。なお、違反状況は把握しており、平成32年4月1日までは、違反對象物の是正を図る。

●神野委員：現在立ち入り検査などを行っているのか。

○藤田消防本部務部次長（予防課長）：公表の対象となる防火対象物については、物品販売店舗と飲食店舗において、自動火災報知設備の設置義務違反が各1件ある。物品販売店舗は自動火災報知設備の設置に係る工事が完了し、消防検査を受ける段階であり、飲食店舗についても工事に着手しようとしている状況であるため、平成32年4月1日には、違反對象物はほぼなくなる見込みである。

●神野委員：施行後にそういう店舗が見つかった場合、公表するまでの猶予はあるのか。

○藤田消防本部務部次長（予防課長）：立ち入り検査を実施した際に、対象となる消防用設備の違反が認められた場合、その結果を建物の関係者に通知した日の翌日から起算して14日を経過し

た日においてもなお同一の違反が認められる場合に公表する。

●高塚委員：ホームページで周知するということが、紙面などでも周知するのか。また、どの程度の内容で周知するのか。

○藤田消防本部務部次長（予防課長）：市政だより、ホームページ、SNS等の広報媒体の活用を考えており、防火対象物の名称、所在地及び違反内容を公表する旨を周知する。

●高塚委員：改善できた時点で削除されるのか。

○藤田消防本部務部次長（予防課長）：是正できた時点でホームページから削除することになると考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時33分 / 再開 午前10時35分

◎予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第25号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○河端企画部次長（財政課長）：説明

< 質 疑 > な し

●神野委員：県補助金の地籍調査事業補助金が2,255万円減額になっているが、事業を行わなかったのか。

○河端企画部次長（財政課長）：地籍調査については国の内示が約55%であり、当初4,920万円計上していたが、内示が2,665万円だったため、今回減額することになった。

●神野委員：障がい児通所給付費国庫負担金は、どこに充てたのか。

○河端企画部次長（財政課長）：児童発達支援施設が今年度2事業所ふえて8事業所、放課後等デイサービス事業所が1事業所ふえて16事業所で、それぞれの施設に支出する。3事業所ふえた関係で今回増額になっている。

●神野委員：地籍調査事業補助金は約半分の減額だが、事業に支障はないのか。

○河端企画部次長（財政課長）：当初予定していた箇所が翌年度に先送りになるという状況になっている。

●加藤委員：どこを予定していた分か。

○河端企画部次長（財政課長）：国道11号バイパス関連の船木坂ノ下、長野の一部は予定通り事業を行っているが、光明寺、観音原は一部先送りになっている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第29号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

○河端企画部次長（財政課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○閉 会 午前 10時52分 閉会

企画総務委員会付託案件表

平成31年3月1日

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第 4号 工事委託協定について

議案第 5号 新居浜市史編さん審議会条例の制定について

議案第 6号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○消防関係（消防その他関係者）

議案第13号 新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第25号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳入 全部 2・18~25

歳出 第2款 総務費 3・26~29

〔 第1項 総務管理費 15目 市民活動費、
18目 災害対策基金費 を除く 〕

第9款 消防費（財源補正を除く） 3・37・38

第2表 繰越明許費補正 追加

第2款 総務費 5

第9款 消防費 5

第4表 地方債補正 変更 7

議案第29号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部 2・16~18

第5表 地方債補正 変更 7